

## 第2章

# 計画策定の基本的事項

---



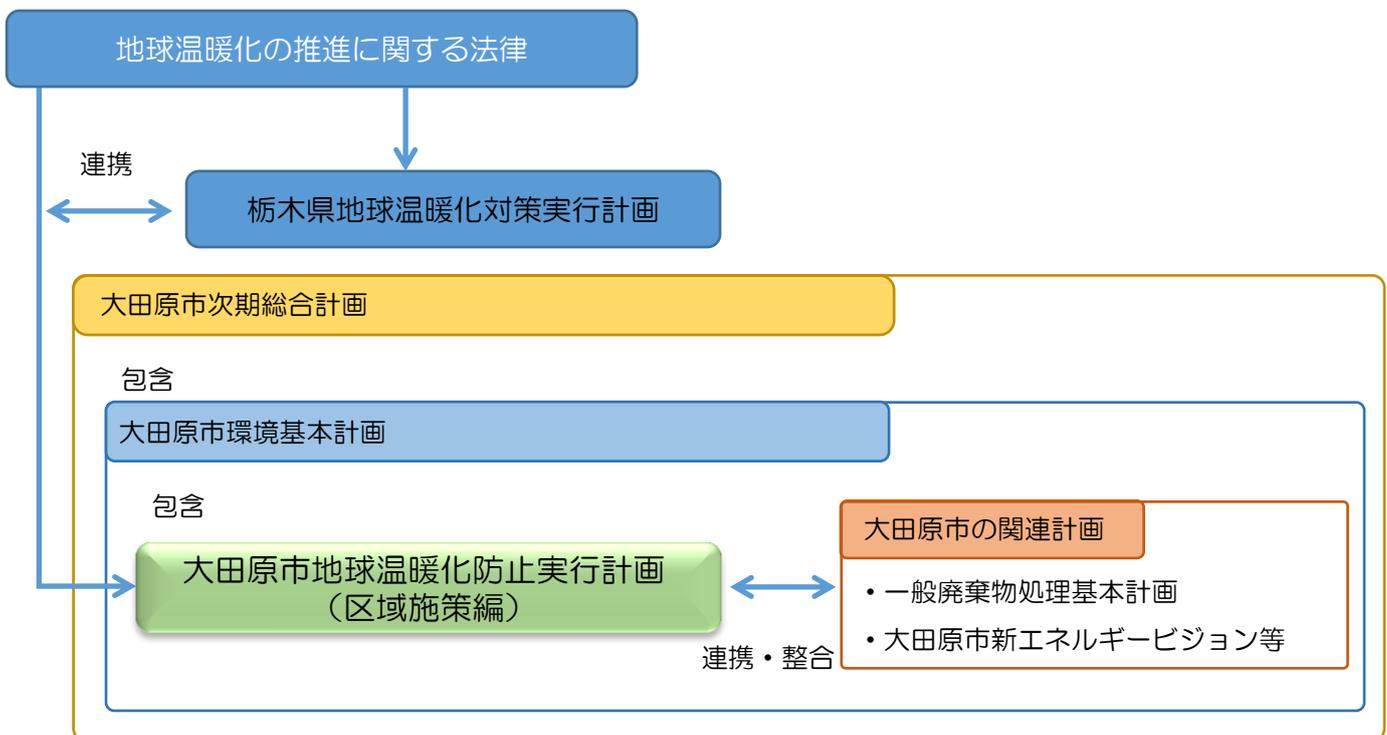
## 第2章 計画策定の基本的事項

### 1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第20条第2項に基づき、市域全体の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するものです。

#### 温対法第20条第2項

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。



【大田原市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の体系図】

### 2 基準年度及び計画期間

目標設定等の基礎となる現状の温室効果ガス排出量の推計を行う基準年度は、平成24年度とします。計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、中間年である平成32年度には、必要に応じて見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、計画の進捗状況、技術の進歩及び社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

### 3 対象範囲

本計画の対象範囲は大田原市全域とします。

### 4 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、温対法に定められる7ガスのうち、エネルギー起源の二酸化炭素及び一般廃棄物\*起源の二酸化炭素とします。



#### コラム

環境省では地球温暖化対策を推進するため、様々な情報をホームページ等により提供しています。

地球温暖化対策（区域施策編）策定支援サイトは、地方公共団体向けのホームページですが、その中の「補助金情報」には民間団体も活用可能な補助金の情報が掲載されています。



地球温暖化対策地方公共団体  
実施計画（区域施策編）策定支援サイト  
[http://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/kuiki/](http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/kuiki/)

#### その他参考となるホームページ

- 環境省の温暖化対策情報「<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ondanka.html>」
- 栃木県の温暖化対策情報「<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/kankyuu/ondankataisaku/>」
- 資源エネルギー庁「[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/)」
- 全国地球温暖化防止活動推進センター「<http://www.jccca.org/>」
- 一般財団法人省エネルギーセンター「<http://www.eccj.or.jp/>」